

平成 18 年 14

東京学芸大学障害学生支援委員会規程

制定理由

障害のある学生に対する全学的な支援体制を整備するため、障害学生支援委員会を設置するものである。

承認経過

平成 18 年 3 月 8 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学障害学生支援委員会規程を次のように制定する。

平成18年3月9日

東京学芸大学長
鷲山 恭彦

平成18年規程第12号

東京学芸大学障害学生支援委員会規程

(設置)

第1条 東京学芸大学に、障害学生支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、心身に障害のある学生(以下「障害学生」という。)の教育及び学生生活の支援(心身に障害のある受験生の支援を含む。)について審議し、障害学生の修学環境の向上を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害学生の支援のための基本的事項に関すること。
- (2) 障害学生に係る施設設備に関すること。
- (3) 障害学生の支援のための提言に関すること。
- (4) 障害学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関すること。
- (5) その他障害学生の支援に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名
- (2) 教育実践研究支援センターから選出された者 1名
- (3) 保健管理センターから選出された者 1名
- (4) 学務部長
- (5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第5条 前条第1号から第3号まで及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（副学長等の出席）

第8条 副学長（教育等担当）は，必要に応じて委員会に出席し，意見を述べることができる。

2 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（個別支援委員会）

第9条 障害学生の支援を円滑に実施するため，委員会の下に，個別支援委員会を置く。

2 個別支援委員会は，当該障害学生ごとに設置する。

（任務）

第10条 個別支援委員会は，次に掲げる事項の処理に当たる。

(1) 当該障害学生の支援のための具体的事項に関すること。

(2) 委員会への意見具申に関すること。

(3) その他当該障害学生の支援のために必要な事項

（組織）

第11条 個別支援委員会は，次に掲げる者をもって組織する。

(1) 当該教室主任（教育学研究科にあっては，当該コース代表（総合教育開発専攻でサブコースを有する場合は，当該サブコース代表））

(2) 当該指導教員（教育学研究科にあっては，当該主指導教員）

(3) 学務課長

(4) 学生サービス課長

(5) その他必要に応じて委員会が委嘱する者 若干名

（委員長）

第12条 個別支援委員会に委員長を置き，前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は，必要に応じて個別支援委員会を招集する。

（委員以外の者の出席）

第13条 個別支援委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（庶務）

第14条 委員会及び個別支援委員会の庶務は，関係部課の協力を得て，学務部学務課が処理する。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか，委員会及び個別支援委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が定める。

附 則

1 この規程は，平成18年4月1日から施行する。

2 障害のある学生の支援懇談会要項（平成16年4月1日制定）は，廃止する。